様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

いちき串木野市長 　様

　　（申請者）

住所：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

いちき串木野市移住・就業支援事業補助金交付申請書

　いちき串木野市移住・就業支援事業補助金交付要綱第４条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

１．申請者の勤務先

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先 |  |
| 勤務先住所 | 〒 |

２．申請区分（該当する欄に○をつけてください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 | Ａ．単身 | Ｂ．世帯 | （Ｂ：世帯の場合）同時に移住した家族の人数※申請者本人は含まない | 人 |
| 移住支援金の種類 | Ａ．就業 | Ｂ．起業 | Ｃ．テレワーク |  |  |

３．転入前の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒 |

４．補助金交付申請額：　　　　　　　　　　　　円

５．東京23区への在勤履歴（東京23区への在勤者に該当する場合のみ記載）

　※雇用保険の被保険者として雇用されていたときに限る

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

６．（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　　） |

７．各種確認事項（該当する欄に○をつけてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別紙１「いちき串木野市移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | Ａ．誓約する | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「いちき串木野市移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | Ａ．同意する | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、いちき串木野市に居住し、かつ、就業する意思について | Ａ．意思がある | Ｂ．意思がない |
| （２人以上の世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて | Ａ．該当する | Ｂ．該当しない |
| (就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | Ａ．３親等以内の親族に該当しない | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）いちき串木野市への移住の意思について | Ａ．自己の意思である | Ｂ．所属からの命令である |

※ 各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、当補助金の支給対象となりません。

**※添付書類**

**【必ず必要な書類等】**

□①別紙１（誓約事項）及び別紙２（個人情報取扱い）

□②いちき串木野市に住民票を移す直前５年間の住所の履歴が分かる書類

（２人以上の世帯として補助金申請を行う場合は、世帯員分も含む）

例）移住前の住民票の除票の写し、戸籍の附票など

※申請者の住所の履歴等によって必要となる書類が異なる場合がありますので、事前に御確認ください。

□③就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し

**【場合により必要となる書類】**

**＜雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞**

□④東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保

険者であったことを確認できる書類）

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

**＜個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合＞**

□⑤開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

□⑥個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）

第１号様式　別紙１（第４条関係）

いちき串木野市移住・就職支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及びいちき串木野市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２ 以下の場合には、いちき串木野市移住・就業支援事業補助金交付要綱第６条及び、第７条の規定に基づき、速やかに添付書類を付していちき串木野市へ変更届を提出し、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）補助金の申請に当たって、事実と異なる内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）補助金の申請日から３年未満にいちき串木野市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）鹿児島県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（５）補助金の申請日から３年以上５年以内にいちき串木野市以外の市区町村に転出した場

合：半額

３ いちき串木野市移住・就業支援事業補助金交付要綱第２条に定める補助対象者に関する

要件を確認するため、住民基本台帳等その他関係書類の確認、就業先や関係機関への就

業状況等の確認を求めることについて同意します。

年　　　月　　　日

申請者氏名

第１号様式　別紙２（第４条関係）

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

鹿児島県及びいちき串木野市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、鹿児島県及びいちき串木野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記について同意しました。

年　　　月　　　日

申請者氏名